東京ＹＭＣＡにほんご学院規則

第１章　　総　則

（目的）

第１条　本校は、キリスト教精神に基づいて、外国人に対する日本語教育を行い、併せて外国人の日本文化・社会への理解を促し、相互の理解を図り、多文化共生社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

（名称）

第２条　本学は、東京ＹＭＣＡにほんご学院という。

（位置）

第３条　本学は、東京都江東区東陽２丁目２番 15 号（東京ＹＭＣＡ社会体育・保育専門学校内）に置く。

第２章　　コース、修業期間、収容定員及び休業日

（コース・修業期間・収容定員）

第４条　本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は次の表のとおりとする。

第１部・第２部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第１部	一般２年	２年	59 人	3	４月生 59 人
	一般１年６か月Ａ	１年６か月	19 人	1	10 月生 19 人
	小　計		78 人	4	
第２部	一般２年	２年	59 人	3	４月生 59 人
	一般１年６か月Ｂ	１年６か月	19 人	1	10 月生 19 人
	小　計		78 人	4	
合　　計			156 人	8	

（始期・終期等）

第５条　本学の各コースは、以下の通りとする。

一般２年コースは４月に始まり、３月に終わる。

一般１年６か月Ａ・Ｂコースは 10 月に始まり、３月に終わる。

2　前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1)　第1学期　　4月1日から6月30日

(2)　第2学期　　7月1日から9月30日

(3)　第3学期　10月1日から12月31日

(4)　第4学期　　1月1日から3月31日

（休業日）

第6条　　本学の休業日は、次のとおりとする。

(1)　土曜日

(2)　日曜日

(3)　国民の祝日に関する法律で規定する休日

(4)　夏季休業（8月上旬から中旬にかけて　10日間程度）

(5)　秋季休業（9月下旬から10月上旬にかけて　10日間程度）

(6)　冬季休業（12月下旬から1月上旬にかけて　10日間程度）

(7)　春季休業（3月下旬から4月上旬にかけて　14日間程度）

2　教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3　非常災害時その他緊迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

（授業の終始時刻）

第7条　　授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章　　教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

（教育課程）

第8条　　本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は45分とする。

コース	内　　容	週当たり授業時数等
一般2年コース	高度な日本語の習得を目指し、 基礎から話す・聞く・書く・読むの4技能のバランスが取れた総合的な日本語を学習する。	20時間（80週）
一般1年6か月Aコース	中級以上からの実力養成を目指し、話す・聞く・書く・読むの4技能のバランスが取れた総合的な日本語を学習する。	20時間（60週）

コース	内　　容	週当たり授業時数等
一般１年６か月Ｂコース	中上級までの日本語の習得を目指し、基礎から話す・聞く・書く・読むの４技能のバランスが取れた総合的な日本語を学習する。	20 時間（60 週）

（学習の評価）

第 9 条　　学習の評価は、試験成績、授業への取り組み姿勢、出席状況等を総合して判定し、課目ごとに 4 段階評価とする。

（教職員組織）

第 10 条　本学に次の教職員を置く。

(1)　校長
(2)　主任教員
(3)　教員　　7 人以上（うち専任 2 人以上）
(4)　生活指導担当者　1 人以上（うち専任 1 人以上）
(5)　事務職員　　1 人以上（うち専任 1 人以上）

2　前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 章　入学、休学、退学、卒業及び賞罰

（入学資格）

第 11 条　　本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしている者に与えられることとする。

(1) 12 年以上の学校教育またはそれに準ずる課程を修了、あるいはそれと同等の学力を有すると校長が判断した者
(2) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、または許可される見込みのある者
(3) 面接または書類審査による選考で、本学への入学が適当と判断された者

（入学時期）

第 12 条　　本学への入学は年２回とし、その時期は、4 月、10 月、とする。

（入学手続き）

第 13 条　　本学への入学手続は、次のとおりとする。

(1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、19 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
(2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、選考を通った者に在留資格認定証明書交付の申請手続きを開始する。
(3) 本学に入学を許可された者は、在留資格認定証明書の交付を受け、指定期日までに第 19 条に

定める入学手続金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

（休学・復学）

第 14 条　生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2　休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を事前に届け出て、校長の許可を得るものとする。

（退学）

第 15 条　退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

（修了・卒業の認定）

第 16 条　校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 9 条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けたものに対して、当該科目の修了を認定する。

2　校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

（褒賞）

第 17 条　校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

（懲戒処分）

第 18 条　生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2　懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の三種とする。

3　前項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3)　正当な理由がなく出席常でない者

(4)　学校の秩序を乱し、その他生徒として本分に反した者

第 5 章　　生徒納付金

（生徒納付金）

第 19 条　本学生徒の納付金は、次のとおりとする。

	一般日本語　2年コース	一般日本語　1年6か月コース
入学金	５０，０００	５０，０００
授業料	１，４２０，０００	１，０６５，０００
施設管理費	１００，０００	７５，０００
教材費	８０、０００	６０，０００
合計（円）	１，６５０，０００	１，２５０，０００

入学検定料　　２０,０００円（各コース共）

（納入）

第 20 条　生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2　生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期が属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3　特別の事由がある場合、第１項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部または一部を減免することがある。

（滞納）

第 21 条　生徒が、正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに、授業料を３か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して除籍処分にすることができる。

（生徒納付金の返還）

第 22 条　既に納入した生徒納付金は原則として返還しない。

第６章　雑　則

（寄宿舎）

第 23 条　寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

（健康診断）

第 24 条　健康診断は、毎年１回、別に定めるところにより実施する。

（細則）

第 25 条　この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日　第 4 条収容定員、第 19 条生徒納入金を変更、施行する。

平成 28 年 10 月 1 日　第 4 条収容定員を変更、施行する。

令和 04 年 4 月 1 日　第 19 条生徒納付金を変更、施行する。

令和 07 年 2 月 1 日　第 11 条入学資格を変更、施行する。

令和 07 年 4 月 1 日　第 19 条生徒納付金を変更、施行する。

令和 08 年 4 月 1 日　第 19 条生徒納付金を変更、施行する。